

光が丘春の風小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規程

1 目的

この規程は、光が丘春の風小学校保護者と教職員の会（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供及び管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

3 守秘義務

本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

4 規程の周知

本会は、この規程を総会資料または配布等により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

5 個人情報の取得

- (1) 本会は、会長または役員が「入会届」等を、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。
- (2) 本会が会員から取得する個人情報は、児童及び保護者の氏名、学年、学級、電話番号、メールアドレスのほか、各種名簿の作成に必要な事項で本会の役員会で決定した事項とする。
- (3) 要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

6 同意の取り消し

- (1) 会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消することができる。
- (2) 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または廃棄しなければならない。ただし、既に会員に配布している名簿等については、削除の連絡をすることでこれに替えるものとする。

7 個人情報の利用

- (1) 本会が保有する個人情報は、本会規約3の目的を推進するにあたり、次の項目に沿った利用を行う。
 - ①会員名簿・役員会名簿をはじめとする各種名簿の作成
 - ②会議及び事業の開催、広報誌等の送付
 - ③会費の集金及び管理
 - ④その他、総会または役員会において認められた項目
- (2) 本会は、前項④により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。
- (3) 本会及び会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、1に定める目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

8 個人情報の提供等

- (1) 本会及び会員は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - ③公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
 - ④国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
 - ⑤本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
 - ⑥その他、本会規約3の目的を推進するために必要で、総会または役員会で認めた場合
- (2) 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、次の項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。
 - ①第三者の氏名、住所、電話番号等
 - ②第三者に提供した個人情報の項目及び件数
 - ③提供した理由

- ④提供することに対し対象者の同意を得ている旨
 - ⑤その他特に必要があると認めた項目
- (3) 本会が第三者から個人情報の提供を受ける場合は、次の項目について確認を行わなければならない。
- ①第三者の氏名、住所、電話番号等
 - ②第三者から提供を受ける個人情報の項目及び件数
 - ③第三者が個人情報を取得した経緯
 - ④提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
 - ⑤その他特に必要があると認めた項目

9 個人情報の管理

- (1) 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。
- (2) 本会から配布を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

10 個人情報の安全管理措置等

- (1) 本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- (2) 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

11 その他

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

12 規程の改正

この規程を改正するときは、総会において決定を行う。

付則 この規程は、令和4年4月1日より施行

付則 この規程は、令和5年3月13日 一部改正 令和5年4月1日より施行